

神武寺駅南駐輪場増設に係る自転車等放置禁止区域の指定の変更について

令和5年6月

1 神武寺駅南駐輪場増設について

(1) 目的

神武寺駅周辺の放置自転車等対策の一環として、駐輪場の設置・管理を行ってきましたが、慢性的な満車状態の解消と、周辺の交通環境の改善を行い、市民の皆様が安心して通行できるよう、駐輪場を拡大します。

(2) 整備概要

逗子市道池子17号の一部分を、駐輪場として次のとおり整備を行います。

- ・駐輪場区画外へのはみ出しを防止するため、各車両の駐輪スペースの明示を行い、すべての車両が斜めに駐輪するよう誘導する。
- ・現状の駐輪場区域に斜めに駐輪した場合の駐輪可能台数は約120台となり、実際の利用状況約140台に対して、約20台分不足することから、道路の有効幅員4,000mmを確保したうえで、駐輪場の区域を逗子・葉山駅方面へ拡大する。

(詳細は別図のとおり)

(3) 整備時期

令和5年7月～8月頃

(4) 開設予定時期

令和5年7月～8月頃

2 自転車等放置禁止区域の指定の変更について

(1) 目的

上記駐輪場の整備に伴い、適切な駐輪環境を維持するため、逗子市自転車等の放置防止に関する条例に基づく放置禁止区域を一部変更します。

(2) 変更概要

別図のとおり

(3) 変更予定時期

上記駐輪場の整備にあわせて、令和5年7月～8月頃を予定